

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省
No. 316 SHV. BK

通関手続手数料に関する省令

経済財政大臣は
以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2013 年 9 月 24 日付勅令第 NS/RKT/0913/903 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 経済財政省設置法を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/18 号
- 関税法を公布する 2007 年 7 月 17 日付勅令第 NS/RKM/0707/017 号
- 経済財政省の組織と機能に関する 2013 年 10 月 16 日付政令第 488.ANK.BK 号
- 2014 年 3 月 4 日の第 17 回政府・民間フォーラムで公表された閣僚評議会決定
- 経済財政省管轄の関連機関の公的サービスの提供に関する 2012 年 12 月 27 日付省令第 970 HV.BK 号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第 1 条

コンテナスキャニングシステムによる貨物取扱手数料を下記の通り改定する。

- 40 フィート及びそれ以上のコンテナ 32 ドル
- 40 フィート未満のコンテナ 20 ドル

第 2 条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

第 3 条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、2014 年 4 月 1 日から本省令の各条を有効に施行する。

(仮訳)

プノンペン 2014年3月19日

経済財政大臣

署名

オウン・ボン・モニロット

写し提出先:

閣僚評議会

王国政府事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

「今後通達する」

第3条に規定する通り

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。